

「富田林市空き家バンク制度」への登録及び交渉の流れ

- ① 空き家バンク制度に賛同される不動産事業者様は、事前に市に登録事業者として登録していただき、市は随時登録事業者を一覧表にまとめます。
- ② 空き家を売却もしくは賃貸されたい所有者等は、まず、登録事業者一覧表から登録事業者を選んでいただき、不動産媒介の契約を締結していただきます。
- ③ 登録事業者と契約を締結された所有者等は、「空き家バンク登録申込書」「空き家バンク登録書」を市に提出していただきます。
- ④ 市は、空き家バンクに登録するか、もしくは却下するかを判断し、登録した場合は所有者等に登録の完了の通知を行います。
- ⑤ 市は、物件が登録するのに妥当であると判断した場合は、空き家バンク登録台帳(閲覧用を作成)に登録するとともに、ウェブサイトでの公表を行います。
- ⑥ 購入、賃借を考えている利用希望者は、登録台帳の閲覧やウェブサイトにより登録物件を探し、適当と思われる物件があれば、直接登録事業者を介して、売買もしくは賃貸借契約を締結していただきます。

注)なお、市は空き家情報を発信する場の提供のみ行い、媒介等には一切関与しません。

フロー図

